

警察法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、国の治安責任の明確化を図るため、国家公安委員会の所掌事務を追加するほか、警察運営の効率化を図るため警察庁の組織を改編するための改正を行うとともに、皇宮護衛官の職務に関する規定その他所要の規定を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国の治安責任の明確化に関する規定の整備

1 国の重大な利益を著しく害するおそれのある爆発物の所持を国家公安委員会がつかさどる国の公安に係る警察運営の対象とするとともに、国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある広域組織犯罪その他の事案に対処するための警察の態勢に関すること並びに国際刑事警察機構その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関することを国家公安委員会がつかさどる事務に加えること。

2 犯罪取締りのための情報技術の解析に関することを国家公安委員会が統轄する事務に加えること。

二、警察庁の組織に関する規定の整備

1 警察庁刑事局に新たに組織犯罪対策部を設置し、その所掌事務を定めるとともに、同局暴力団対策部を廃止すること。

2 警察庁警備局に新たに外事情報部を設置し、その所掌事務を定めるとともに、長官官房国際部を廃止すること。

3 警察庁情報通信局、管区警察局、東京都警察通信部及び北海道警察通信部の所掌事務等を改めること。

三、その他

皇宮護衛官の職務の執行について警察官職務執行法による質問、犯罪の制止等に関する規定を準用する等所要の規定の整備を行うこと。

四、施行期日

本法律の施行日は、一部を除き、公布の日とすること。